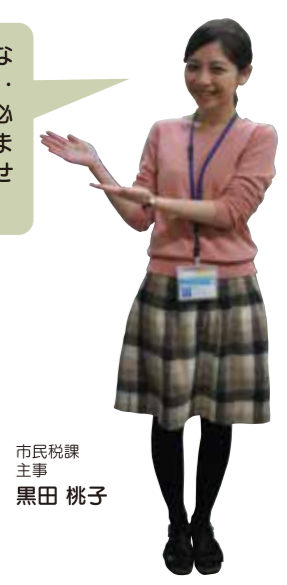


# 1 市・県民税の申告はお早めに！

〔問〕市民税課 ☎21-1748



市民税課 主事 黒田 桃子

私たちの暮らしを支える重要な財源である市・県民税。税の申告は、市・県民税や国民健康保険税、介護保険料などの算定の基礎となるだけでなく、税証明の交付や保育料などの判定にも必要です。

昨年の申告状況を基に、申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告書を郵送します。申告期間終了日が近くなると申告会場が混雑しますので、早めの申告をお願いします。なお、郵送での申告も受け付けています。



- 申告期間／2月2日(月)～3月16日(月)
- 受付時間／9時～12時、13時～16時(土・日・祝日は除く)

会場	期間	会場	期間
<b>旧宮崎市内</b>		<b>田野総合支所管内</b>	
生目公民館	2/2(月)～5(木)	田野南地区公民館	2/26(木)
西部地区農村環境改善センター	2/3(火)・4(水)	田野西地区公民館	2/27(金)
内海やっこ荘	2/3(火)	二ツ山集落センター	3/2(月)
青島公民館	2/3(火)・4(水)	田野公民館(文化会館)	3/3(火)～9(月)
村野島自治公民館	2/4(水) 9時～12時のみ	<b>高岡総合支所管内</b>	
住吉公民館	2/5(木)～10(火)	去川集落センター	2/6(金)13時～16時のみ
本郷公民館	2/5(木)～9(月)	田之平集落センター	2/10(火)
赤江公民館	2/10(火)～17(火)	内山農村研修センター	2/13(金)
木花公民館	2/10(火)～13(金)	花見構造改善センター(花見公民館)	2/16(月)
市総合体育館大会議室(入口は中央公民館)	2/19(木)～3/16(月)	小山田自治公民館	2/17(火)・18(水)
<b>佐土原総合支所管内</b>		<b>高岡地区農村環境改善センター</b>	
佐土原地区交流センター	2/16(月)～18(水)	高岡地区農村環境改善センター	2/19(木)～24(火)
那珂地区公民館	2/19(木)・20(金)	<b>清武総合支所管内</b>	
佐土原総合文化センター	2/26(木)～3/9(月)	共同利用施設下加納センター	2/18(水)・19(木)
		清武総合支所 1階会議室	2/25(水)～3/11(水)

## 持参するもの

- ①市・県民税申告書(会場にも置いてあります)
  - ②印鑑
  - ③給与や年金収入がある人は源泉徴収票(交付が受けられない場合は、給与支払証明書など収入額を証明する書類)
  - ④営業、農業、不動産所得がある人は、収支内訳書とその収益や経費を証明する帳簿、出荷証明や領収書など
  - ⑤各種控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料などの支払証明書など)
- ※2月2日から3月16日までの市・県民税の申告は、市民税課や総合支所の通常窓口ではなく、上記会場での受け付けとなります。

確定申告が不要な年金受給者も市・県民税の申告が必要な場合があります。お問い合わせください。

## MINI CLIP

### 所得税がかかる人は確定申告をお願いします

所得税の確定申告をする人は、市・県民税の申告は不要です。確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成し、郵送でも提出できます。

### 無料相談会場

南九州税理士会宮崎支部による無料相談会場を開設します。

- 期間／2月9日(月)～2月13日(金)  
※2月11日(水・祝日)を除く
- 時間／9時～11時、13時～15時
- 場所／カリーノ宮崎 9階

### 確定申告センター

所得税・復興特別所得税、消費税、贈与税の申告相談を行います。

- 期間／2月16日(月)～3月16日(月)  
※土・日を除く。ただし、2月22日(日)、3月1日(日)は開設。
- 時間／9時～16時
- 場所／カリーノ宮崎 9階

### 復興特別所得税額

平成25年分から所得税と併せて東日本大震災の復興に必要な財源を確保する復興特別所得税も申告・納付することになっています。確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れがないよう注意してください。



※会場には無料駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してください。  
※2月9日から3月16日までの確定申告についての相談は、税務署ではなくカリーノ宮崎の会場のみで受け付けます。  
〔問〕宮崎税務署 ☎29-2151(1月19日から3月16日までは、自動音声に従い「0」番を選択してください)

## CLIP 2

### 自転車は駐輪場に停めましょう

〔問〕生活安全課 ☎21-1751

駐輪場を除く道路などの公共の場所に自転車を放置することは、道路交通法や条例に違反します。放置自転車は、景観を損ねるだけでなく、道路を狭くし、車いすやベビーカーをはじめ多くの人の通行を妨げます。平成25年度、指定の保管所に移動させた放置自転車は、約1800台にも上ります。

特に、バス停付近の放置自転車は、バスの乗り降りの際に支障となり大変危険です。橋通りなどは、自転車整理指導員が重点的に整理指導を行っています。自転車は駐輪場に駐車し、放置しないようにしましょう。

